

自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波による被害に伴い、国土交通省より、自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表がありました。

<2025年7月30日発表>

[自動車検査証の有効期間を伸長します（国土交通省北海道運輸局 ホームページ掲載）](#)

<2025年7月30日発表>

[自動車検査証の有効期間を伸長します（国土交通省中部運輸局 ホームページ掲載）](#)

<2025年7月30日発表>

[自動車検査証の有効期間を伸長します（国土交通省近畿運輸局 ホームページ掲載）](#)

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

【1. 伸長対象の地域】

【北海道】	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、虻田郡（豊浦町、洞爺湖町）、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町、むかわ町）、沙流郡、新冠郡、日高郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡、釧路市、根室市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、野付郡、標津郡、目梨郡
【愛知県】	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡
【静岡県】	沼津市、駿東郡、三島市、熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市
【和歌山県】	和歌山県

【2. 対象の契約】

◆検査対象車

自動車検査証の有効期間の満了が2025年7月30日から2025年8月3日までの自動車に付保された契約のうち、保険期間の終期が2025年7月31日から2025年8月4日までの保険契約

◆検査対象外車

保険期間の終期が2025年7月30日から2025年8月4日までの保険契約

【3. 特別措置の内容】

対象	使用の本拠地	車検期間の伸長	手続猶予	払込猶予	
検査対象車	○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者	伸長対象地域内	有	○ (2025年8月4日まで)	○ (2025年9月30日まで)
	○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他弊社が適用妥当と判断する者	伸長対象地域外	無	×	○ (2025年9月30日まで)
	上記以外	伸長対象地域内	有	○ (2025年8月4日まで)	○ (2025年9月30日まで)
		伸長対象地域外	無	×	×

対象		使用の本拠地	車検期間の伸長	手続猶予	払込猶予
検査対象外車	○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他弊社が適用妥当と判断する者	—	—	○ (2025年8月4日まで)	○ (2025年9月30日まで)
	上記以外	—	—	×	×

本措置の適用をご希望のお客さまは、ご契約の取扱代理店または弊社担当窓口にお問い合わせください。

以上